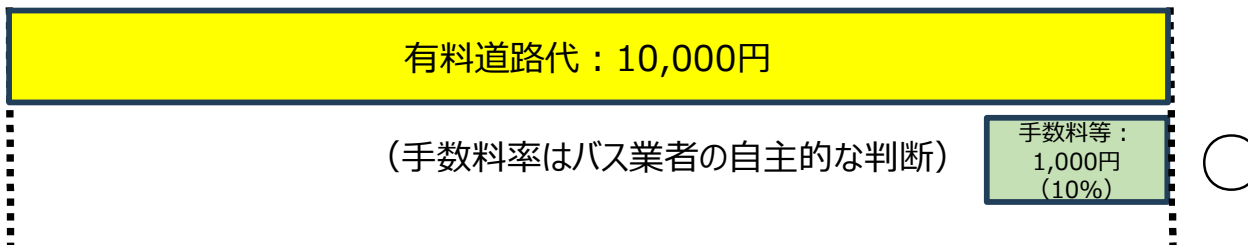
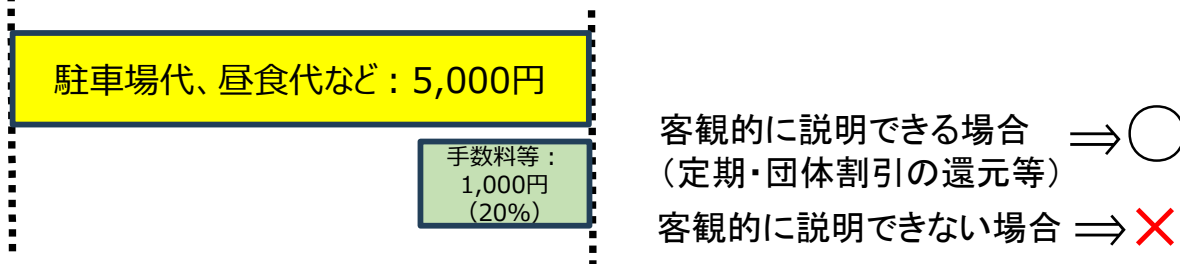


- 貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して、旅客を集客する営業費用の見合いとしての手数料は発生しない。
- 一方で、商慣行上、運送後に適用される有料道路代に対する割引等（大口多頻度割引等）を考慮して、割引としての性質を有しながら手数料等の名目で取引されている。
- 有料道路代に対する手数料等の支払いについては、実費に対して適用される割引額の還元であるため、実費を徴収する趣旨を逸脱するものと考えない。また、割引の還元率（手数料率）は、一定期間に各事業者が受ける割引を個別の運送にどれだけ還元するのかバス業者の自主的な判断に委ね、独禁法の考え方にに基づき行政指導は行わない。（例1）
- また、有料道路代以外の実費に対する手数料等の支払いについては、当該手数料等の内容、支払額の適切性について客観的に説明できる場合に限り、運賃料金違反に該当しないものとする。（例2）

例1



例2

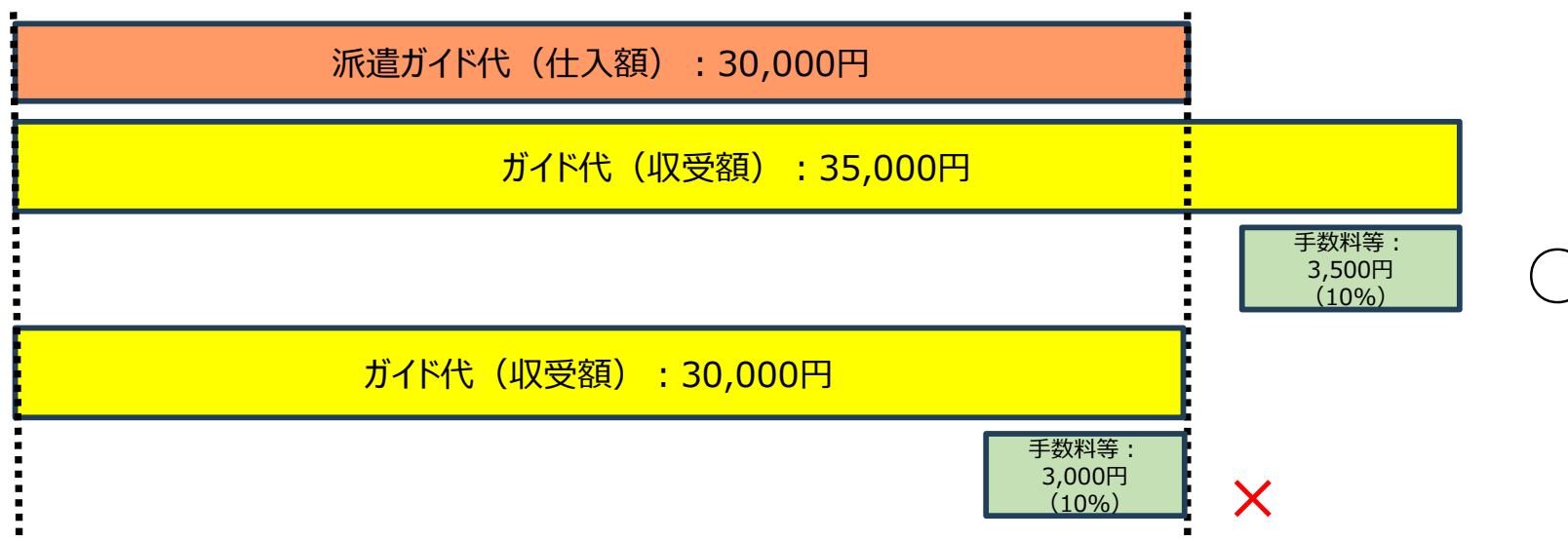


○・・・届出運賃違反ではない

×・・・届出運賃違反のおそれあり

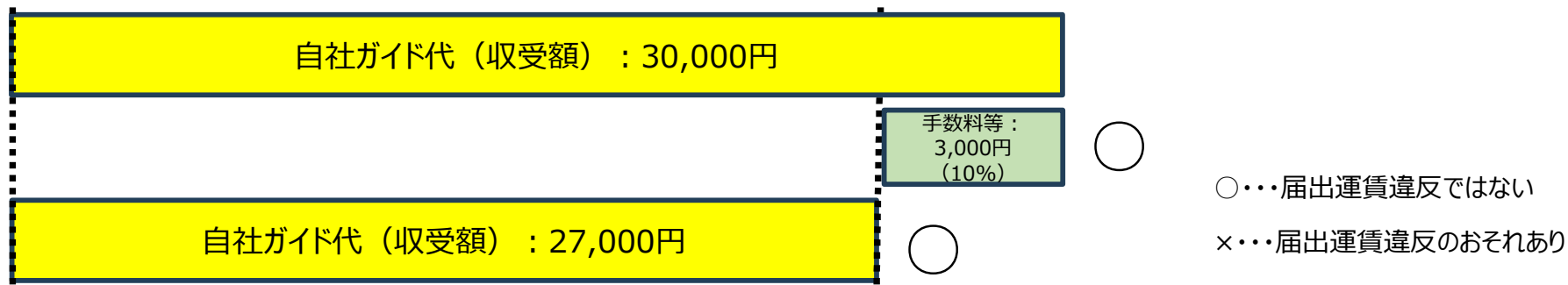
- 派遣ガイド代に対する手数料等の支払いについては、手数料等を支払ったことにより実費額（派遣ガイド仕入額）を下回らない場合は運賃料金違反に該当しないものとする。（例3）
- 自社ガイド代に対する手数料等の支払いについては、立て替えた実費に対する手数料等の支払いとは異なり、料金設定を貸切バス業者による自主的な判断を認めているため、運賃違反に該当しないものとする。（例4）
- 上記以外の実費に対する手数料等の支払いについては、運賃料金変更事前届出違反として行政処分の対象とする。
- これらの取扱いについて、令和8年5月に発出し、9月1日から適用とする。

例3



例4

（自社ガイド代の料金設定はバス業者の自主的な判断）



- この通達の施行前に合意した運送の引受については、運送契約の締結が施行日以降であっても、この通達施行前従前の規定の取扱いとする。
- 施行日前に運送の引受を合意した場合には、運送引受書にこの通達の施行日前に引き受けた運送である旨を記載することとする。

<考え方>

- 新たな手数料等の取扱いの施行前に契約が締結されている運送については、新たな取扱いによる行政処分等の対象とならないことは言うまでもないが、正式な契約の締結に至っていなくても、貸切バス事業者と利用者との間で合意がある運送についても新たな取扱いによる行政処分等の対象としない。